

## 令和7年度飯豊町景観形成モデル事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 飯豊町景観形成モデル事業費補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、暮らしの快適性と美しさが調和する景観づくりを行う者に対し助成をすることにより、町民が主体となった景観形成を推進し、町の貴重な景観財産を保全することを目的とする。

### (交付対象事業)

第3条 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、別表の補助基準を満たすものとする。

- (1) 植栽事業
- (2) 優良景観形成事業
- (3) 屋敷林保全事業
- (4) 看板等撤去更新事業

2 前項第2号から第4号までに掲げる事業は、町内にある住宅、店舗等又はそれに付属する構築物、構造物及び屋敷林等の樹木を対象とする。

3 第1項に掲げる事業は、令和8年3月31日までに完了するものとする。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、前条第1項第1号にあっては各区協議会等とし、同項第2号から第4号までにあっては町民又は町内に本拠をもつ法人、団体、組織とする。

### (補助率及び限度額)

第5条 第3条第1項各号に掲げる補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

2 第3条第1項第2号から第4号までに係る補助金の交付は、その対象となる構築物、構造物及び屋敷林等の樹木の対象物について、1回限りとする。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 設計書又は見積書の写し
- (4) 現況写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

### (交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行う。

### (実績報告)

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に添

付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 収支実績書（様式第4号）
- (3) 交付対象経費に係る領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る交付対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の補助金の額が確定した後に補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第12条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第5条関係)

○補助基準

交付対象事業	事業内容、補助対象経費	補助率、限度額
植栽事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区、住民団体、事業所等が実施する良好な景観の形成を図るための花卉や樹木等の植栽に要する経費</li> </ul>	<p>11分の10以内 (上限額5万円)</p>
優良景観形成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明るく鮮やかな色から、明度・彩度について一定の落ち着いた色彩（マンセルカラーの明度・彩度の合計が3以下）へ屋根や外壁（10㎡以上）を塗替する経費</li> <li>・ 植栽や遮蔽により、建築物や構造物と周辺景観の調和を図る修景のための経費</li> <li>・ その他町長が認める優良な景観形成のために要する経費</li> </ul>	<p>5分の4以内 (上限額10万円)</p>
屋敷林保全事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋敷林を健全に維持管理するための剪定等に要する経費</li> <li>※ 伐採のみは該当しない</li> </ul>	<p>5分の4以内 (上限額10万円)</p>
看板等撤去更新事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看板等の設置者が、景観に配慮して看板類の撤去又は周辺の環境に調和した更新を行うための経費</li> </ul>	<p>5分の4以内 (上限額10万円)</p>